

年 末 年 始 に お け る シ ス テ ム の 運 用 等 に つ い て

年 末 年 始 の NACCS ご 利 用 に 際 し て、お 客 様 に ご 注 意 い た だ き た い 事 項 を 以 下 の と お り 取 り ま と め ま し た の で、お 知 ら せ い た し ま す。

【特別対応】

各種電文・データの保存期間及び運送承認期間の延長等につきましては、以下のとおり対応いたします。

1. 各種電文等の保存期間

下記の電文につきましては、保存期間を**1月6日(金)まで延長**いたします。

(可能な限り早期に取出し等の対応をお願いいたします。)

- (1) 滞留電文の取出し期間(インタラクティブ処理方式をご利用のお客様(電文受信ソフトを含む))

12月21日(水)から12月30日(金)までの間に滞留電文となる電文

(通常、7日間(土日・祝日を含む)取出し可能)

- (2) メールボックスからの取出し期間(メール処理方式をご利用のお客様)

12月21日(水)から12月30日(金)までの間にメールボックスへ配信される電文

(通常、7日間(土日・祝日を含む)取出し可能)

- (3) 納付書情報(口座)再出力業務(DLS05)の実施可能な期間

12月21日(水)から12月28日(水)までの間に当初業務で発生した電文

(通常、当初業務で電文が発生した日の翌日から6日間(日・祝日を除く)実施可能)

- (4) 管理資料の取出し(日報、週報及び月報は通常どおりに配信を行います。)

12月21日(水)から12月30日(金)までの間に配信される電文

(通常、配信日から7日間(土日・祝日を含む)取出し可能)

なお、延長期間の経過後につきましては「管理資料情報再取出」にて取出しを行ってください。

2. メインセンターのデータ保存期間

一部のデータの保存期間を次の各表のとおり延長いたします。

① 【○:業務実施日 △:通常の保存期間 ◎:延長後の保存期間】

DB名:主な業務名	12月											01月					
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
<通常、当該業務を実施した日から起算して6日間(日・祝日を除く)>	○							△									◎
①輸出申告DB:輸出申告事項登録(EDA)		○							△								◎
②輸入申告DB:輸入申告事項登録(IDA, SWA)			○	○						△							◎
③共通管理番号輸入申告明細DB:輸入申告事項登録(IDA, SWA)					○	○					△						◎
④輸入申告(沖縄特免制度)DB:輸入申告事項登録(中縄特免制度)(OTA)							○						△				◎
⑤修正申告DB:修正申告事項登録(AMA)								○							△		◎
⑥関税等更正請求DB:関税等更正請求事項登録(KKA)																	
⑦別送品輸出申告DB:別送品輸出申告事項登録(UEA)																	
⑧機用品蔵入承認DB:機用品蔵入承認申請事項登録(CTA)																	
⑨移出輸入申告DB:石油製品等移出(総保出)輸入申告事項登録(MWA)																	

② 【○:業務実施日 △:通常の保存期間 ◎:延長後の保存期間】

DB名:主な業務名	12月											01月					
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
<通常、当該業務を実施した日から起算して4日間(日・祝日を除く)>	○					△											◎
①積コンテナDB:船積情報登録(CLR)		○					△										◎
※積コンテナ情報を登録した場合			○	○				△									◎
②輸出自動車DB:輸出自動車情報登録(MOA)					○	○			△								◎
③添付ファイル格納DB:添付ファイル登録(MSB)							○			△							◎
								○			△						◎
									○				△				◎
										○				△			◎
											○				△		◎

③ 【○:業務実施日 △:通常の保存期間 ◎:延長後の保存期間】

DB名:主な業務名	12月											01月					
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
<通常、当該業務を実施した日から起算して10日間(日・祝日を除く)>	○													△			◎
インボイス・パッキングリスト情報DB:インボイス・パッキングリスト情報登録等(IVA, IVA02, IVB, IVB02, IVB03)		○													△		◎
			○	○												△	◎

④ 【○:業務実施日 △:通常の保存期間 ◎:延長後の保存期間】

DB名:主な業務名	12月											01月					
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間(日・祝日を除く)>	○								△								◎
①リビジョン予定情報DB:リビジョン予定情報登録(VAP, VPE)		○								△							◎
②船積情報状況DB:船積確認事項登録(ACL01, ACL02, ACL03, ACL04)			○	○							△						◎
※出港予定日が入力されていない場合					○	○								△			◎
③卸コンテナ一覧DB:卸コンテナ情報登録等(DCL02, PKK, PKD)							○								△		◎
※卸コンテナリストを提出した場合								○								△	◎
④積コンテナDB:船積情報登録(CLR)																	
※積コンテナ情報を提出した場合																	

⑤ 【○:DMF業務で入力された入港年月日 △:通常の保存期間 ◎:延長後の保存期間】

DB名:主な業務名	12月											01月					
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
<通常、DMF業務で入力された入港年月日から起算して6日間(日・祝日を除く)>	○							△									◎
①コンテナ情報DB		○							△								◎
②貨物情報DB(海上)			○	○						△							◎
③積荷目録管理DB*					○									△			◎
							○								△		◎
								○								△	◎

* 積荷目録管理DBについては、DBが削除される前に同一の船舶コード(コールサイン)及び港コードにて次航海分を登録すると、次航海分のデータが保存中の積荷目録管理DBに追記されますので、同一本船で同一港への寄港が2回以上ある場合は、船卸港枝番を付与し登録してください。
ただし、次航海分のMFR登録前までに前港にてPKが実施された場合には、積荷目録管理DBが1日で削除されますので、船卸港枝番の付与は必要ありません。

⑥ 【○:業務実施日 △:通常の保存期間 ◎:延長後の保存期間】

DB名:主な業務名	12月											01月					
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間(日・祝日を含む)>	○						△										◎
①食品等輸入届出DB:食品等輸入届出事項登録(IFA)		○						△									◎
②共通管理番号他法令手続明細DB:食品等輸入届出事項登録(IFA)			○						△								◎
				○						△							◎
					○						△						◎
						○						△					◎
							○						△				◎
								○						△			◎
									○						△		◎

⑦ 【○:業務実施日 △:通常の保存期間 ◎:延長後の保存期間】

DB名:主な業務名	12月											01月									
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日から起算して6日間(日・祝日を除く)>	○							△						◎							
①輸入畜産物申請DB:輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)		○	○						△						◎						
②輸入動物検査申請DB:輸入動物検査申請事項登録(IOA)				○	○					△						◎					
③輸入犬等届出申請DB:輸入犬等検査申請事項登録(IOA)						○						△					◎				
④共通管理番号他法令手続明細DB:輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)、 輸入動物検査申請事項登録(IOA)、輸入犬等検査申請事項登録(IOA)							○						△							◎	
⑤輸出畜産物申請DB:輸出畜産物検査申請事項登録(EMA)								○							△						◎
⑥輸出動物検査申請DB:輸出動物検査申請事項登録(EOA)									○							△					◎
										○										△	◎
											○										△◎

3. 運送承認期間の延長(海上業務)

12月16日(金)から12月31日(土)までの間に許可・承認される申告・申請の保税運送承認の運送期間(輸出申告、仮陸揚及び蔵入・移入・総保入承認申請の併せ運送期間を含む)及び内国貨物運送承認の運送期間につきましては、**通常の運送期間に加え10日間(土日・祝日を含む)延長**されて出力されます。

なお、ご不明な点は税関の担当部門にお問い合わせください。

4. 翌週レートの登録日

課税価格換算用為替レートの使用可能日につきましては、以下のとおりとなります。

- ① 12月25日(日)からの為替レートは、12月21日(水)から使用可能
- ② 1月1日(日)からの為替レートは、12月28日(水)から使用可能
- ③ 1月8日(日)からの為替レートは、1月5日(木)から使用可能

5. 歳入金電子納付システム(REPS)関連の支払期限

①12月16日(金)19:00から12月19日(月)08:30、②12月28日(水)19:00から1月4日(水)08:30の間は、財務省歳入金電子納付システムの計画停止のためシステムを停止いたします。したがって、この間の手数料納付については印紙により納付してください。

手数料の支払期限につきましては、全手続き共に休日延長されません。支払期間が年末年始にかかる場合は各金融機関の営業時間をご確認の上、お支払いください。

6. 年末年始における利用者設定情報登録業務(U××業務)の制限

通常、土曜日、日曜日及び祝祭日を除き平日の09:00から17:00(UTB業務につきましては00:00~23:00)までの間、お客様に開放しております利用者設定情報登録業務につきましては、12月29日(木)から1月3日(火)までの間は業務が実施できなくなりますのでご注意ください。なお、照会業務・呼出し業務(照会機能として利用するもの)につきましては終日実施可能となります。

7. 輸出統計品目表及び輸入統計品目表の一部改正等

輸出統計品目表及び輸入統計品目表の一部が、平成29年1月1日(日・祝)より改正されます。

改正内容についてご不明な点がございましたら、税関にお問い合わせください。

また、NACCS用品目コードについても、一部見直しを行っておりますのでご注意ください。

- (1) 本年中に申告事項登録を行い、1月1日(日・祝)以降に申告を行う場合で、当該申告に係る品目コード等が1月1日(日・祝)に改正されている場合は、申告事項を訂正した後に申告を行う必要がありますのでご注意ください。
- (2) 年内に受理されている予備申告につきましては、あらかじめ税関に申し出た上で、「輸入申告変更事項呼出し(IDD)」業務等を利用して訂正してください。訂正を行わずに本申告を行った場合は、エラーとなりますのでご注意ください。また、年内に改正後の品目コード等での予備申告を行った場合も、エラーとなりますのでご注意ください。
- (3) 本年中に削除対象の品目コードが使われたB/LIに対して、1月1日(日・祝)以降に、訂正業務(CMR、CHR、CMF01、CMF02、NVC01、SAI)が行われた場合で、品目コードの訂正があわせて行われない場合は、コードが存在しない旨のエラーとなります。また、本年中に削除対象の品目コードが使われた出港前報告情報に対して、1月1日(日・祝)以降に積荷目録情報登録・呼出業務(MFI、MFR11、NVC11)を利用する場合も同様のエラーとなります。当該エラーが発生した場合は、平成29年以降に存在する品目コードを入力していただくことでエラーの回避が可能です。
- (4) 改正後の輸出統計品目表及び輸入統計品目表につきましては、日本関税協会から発行される「2017年版 輸出統計品目表」または「2016年度版 実行関税率表追補」をご参照ください。また、輸出統計品目表及び輸入統計品目表の新旧対照表が以下のホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

日本関税協会ホームページ <http://www.kanzei.or.jp/>

- (5) 統計品目表の改正等に伴い、業務コード集の「5.NACCS用品目コード(輸入)」が変更となります。詳細につきましては、「NACCS掲示板」の「NACCS用品目コードの一部改正について」をご覧ください。

【通常対応】

NACCS では特別な対応を実施いたしません、ご参考にして頂きたい事項は以下のとおりです。

1. システムの稼働時間

12月18日(日)は定期メンテナンス等のため、システムを一時停止いたします。
各システムの停止時間につきましては、[こちら](#)をご覧ください。
その他の日は、年末年始を通じて通常の稼働時間となります。

2. メインセンターのデータ保存期間

前記【特別対応】以外の各種データ保存期間は**通常どおり**とし、保存期間の延長はいたしません。
具体的な保存期間は、NACCS 掲示板の「NACCS 業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種情報(DB)のシステム保存期間」をご参照ください。

※特別対応を実施する期間中で日曜・祝日に該当する日は、12月23日(金・祝)、12月25日(日)、1月1日(日・祝)、1月2日(月・振休)となりますので日数をカウントする際はご注意ください。

※「再出力(ROT)」業務の実施可能な期間

「再出力(ROT)」業務につきましては、DB 容量の関係から保存期間延長の対応を行っておりません。したがって、通常どおり、当初業務で電文が発生した日から **6日間(日・祝日を除く)** 実施可能となります。

3. 関係省庁業務機能

(1) 関係省庁業務機能

年末年始のシステムによる手続きへの各官庁の対応状況につきましては、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。

(2) 港湾関連船舶の入出港手続き

税関以外の官庁を宛先として「入港前統一申請」(VPX等)、「入港届」(VIX等)、「出港届」(VOX等)、「港湾管理者手続き」(K業務等)を行う場合、宛先官庁の年末年始のシステム対応状況により、申請を行っても回答通知等の確認が取れない場合があります。年末年始のシステムによる手続き(各官庁のシステム対応状況)は、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。

なお、税関宛の届出につきましては通常どおりに処理されますので、システムによる提出をお願いいたします。

(3) 「時間外執務要請届(OSA)」業務に係るご案内

年末年始においても、時間外執務要請届に係る届出種別コード「E」・「F」による申告は可能です。

ただし、区分2又は区分3となった場合には、翌開庁日の開庁時間に審査・検査となります。詳細につきましては、各税関窓口にお問い合わせください。

4. NACCS専用口座の利用

12月31日(土)から1月3日(火)までの間は、**口座残高の積増しはできません。**

なお、口座利用可能時間帯につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

5. マルチペイメントネットワーク(MPN)の利用

1月1日(日・祝)21:00から1月2日(月・振休)05:30までの間は、マルチペイメントネットワークでの納付はできませんのでご注意ください。

また、マルチペイメントネットワークでの納付につきましては、金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめ金融機関にご確認の上、申告等を行ってください。

6. リアルタイム口座振替(ダイレクト方式)の利用

1月1日(日・祝)20:15から1月2日(月・振休)05:40までの間は、リアルタイム口座振替(ダイレクト方式)での納付はできませんのでご注意ください。

また、金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめ金融機関にご確認の上、申告等を行ってください。
なお、口座残高の積増しは各金融機関のサービス内容によります。

7. システム設定関連書類の締切日及びシステム登録日(利用開始日)

NACCS掲示板(「申込手続(NSS)」→「利用申し込みから利用開始までのスケジュール表」)でお知らせしている通り、平成28年12月20日(火)締切のシステム設定関連書類につきましては平成29年1月4日(水)の利用開始となります。

また、12月26日(月)締切のシステム設定関連書類につきましては1月10日(火)の利用開始となりますので、あらためてご注意ください。詳細は[こちら](#)をご覧ください。

8. デジタル証明書再発行後の再取得可能日(netNACCSをご利用のお客様)

再発行の申込から利用可能(再取得可能)となるのは、当該申込みの翌営業日からとなりますのでご注意ください。

<NSSにて再発行申込をした場合>

再発行依頼書の受付日	12/28~1/3
利用可能日	1/4

なお、具体的な手続きにつきましては、NACCS 掲示板の「デジタル(クライアント)証明書について」をご覧ください。

9. 年末年始の問い合わせ等の窓口

「ヘルプデスク」が24時間対応いたします。 電話0120-794-550

ただし、12月29日(木)17:30から1月4日(水) 08:30までの間に頂いたFAX、電子メール及びNACCSセンターホームページの問い合わせフォームによるお問い合わせに対する回答につきましては、1月4日(水) 08:30以降の対応となりますのでご注意ください。